

府中市木造住宅耐震診断調査 ・耐震改修等助成事業のご案内

対象要件

1 次のア又はイのいずれかに該当するもの

(ただし、耐震除却及び耐震シェルター等の設置は「ア」のみを対象とする。)

ア 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手された一戸建ての木造住宅^{※1}であること

イ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手された平屋建て又は2階建てのもので在来軸組工法により建てられた一戸建ての木造住宅^{※1}であること

2 所有者等^{※2}が現に居住し、かつ住民登録をしていること^{※3}

3 市税等の滞納がないこと

※1 店舗等の用途を兼ねるものを含みます。ただし、店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものに限ります。

※2 所有者等とは、所有者本人、所有者の配偶者又は所有者の二親等以内の親族をいいます。

※3 耐震診断及び耐震改修は、現に居住している場合のほか、所有者等が診断・改修の実施後すみやかに居住する予定の場合も助成対象となります。また、耐震除却は、除却の実施前まで居住し、かつ完了時まで所有者等であり続けることを要件とします。

助成事業の種類

- I 耐震診断（2ページ）
- II 耐震改修（4ページ）
- III 耐震除却（6ページ）
- IV 耐震シェルター等の設置（8ページ）

各助成事業共通のご案内

- ・契約前、かつ着工前に、助成金を申請してください。
- ・原則として助成金の申請をした年度内に事業が完了するようにしてください。
- ・各助成事業の予算には限りがあります。必ず事前に市へ、助成金の交付が可能かどうかお問合せください。

・・・・・ 助成事業に関するお問合せ・申し込み先 ・・・・・

府中市都市整備部住宅課 住宅安全係
府中市役所府中駅北第2庁舎5階 電話 042-335-4173

I 耐震診断

◆助成額：耐震診断に要した費用の3分の2（限度額12万円）

◆対象：1ページに記載の対象要件に該当する方が対象です。

◆手続きの流れ

1 住宅課で事前相談

はじめに住宅課で事前相談を行ってください。

事前相談に必要な書類

①から③の書類・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付き）などの1点、又は保険証と診察券などの2点）を市へお持ちください。

① 府中市木造住宅耐震診断相談書（第1号様式）

② 納税義務に関する確認の同意書（参考様式）

③ 家屋評価証明書（府中市役所おもや1階 総合窓口課で発行）

※ 共有者がいる場合：共有者の承諾書（参考様式）及び②同意書への記入が必要です。

※ 申請者が所有者本人以外の場合：所有者との親族関係がわかるもの（戸籍謄本等）、所有者の承諾書（参考様式）及び②同意書への記入が必要です。

※ 対象要件等により、その他の書類が必要な場合があります。

2 相談結果通知の送付

事前相談の受付後2週間程度で、助成金の交付の要否について、「府中市木造住宅耐震診断調査助成金事前相談結果通知書」を送付します。

助成金の交付が必要となった場合は、当該年度中に耐震診断調査を実施してください。

3 耐震診断調査の実施

ご自身でご予約をしていただきます。（詳細は3ページをご覧ください）

調査機関は、原則として一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士となります。

耐震診断調査は、「木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）」の最新の図書に基づき、調査機関で調査を行ってください。

4 助成金の交付申請・請求手続き

耐震診断調査が終わったら、次の①から⑥の書類を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震診断調査助成金交付申請書（第3号様式）
- ② 耐震診断委託契約書（約款を含む）の写
- ③ 耐震診断調査結果報告書
- ④ 耐震診断調査費領収証の写
- ⑤ 請求書兼支払金口座振替依頼書（市様式）
- ⑥ 振込先の預金通帳等の写し（表紙・2ページ目）
- ※ 委任払い制度を利用する場合は、委任状が必要です。（参考様式）

5 助成金の支払い

交付申請書類の受付後2週間程度で、「府中市木造住宅耐震診断調査助成金交付決定通知書」により助成金の交付を通知し、助成金を指定の口座に振込みます。

◎耐震診断の実施機関について

耐震診断は、一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属の建築士が実施いたします。

2ページ 2に記載しました「府中市木造住宅耐震診断調査助成金事前相談結果通知」が届きましたら、以下の事務局にご連絡いただき、耐震診断を行う建築士を決めてください。

【事務局】 株式会社なまあず本舗（片町1-6-4 関ビル2F）
TEL 042-361-4564

一般社団法人東京都建築士事務所協会（南部支部）とは・・・

建築士事務所協会は建築士事務所の唯一の法定団体です。

東京都建築士事務所協会南部支部は、地域密着活動の区、市、郡部の行政庁毎におかれた29支部の一つで、上部団体として日本建築士事務所協会連合会が全国組織としてあります。府中市をはじめとして調布市、狛江市、三鷹市、小金井市、多摩市、稻城市内の設計事務所が会員となっております。

住まいをはじめとするいろいろな建物を新しく建てようとするとき、今の建物をこれからも大事に使い続けていくために必要な手入れ、修繕あるいは増改築などのリフォームを考えるとき、地震や火災から建物を守ること、建設工事の契約や工事後の不具合などのときに役立つ専門家集団です。

II 耐震改修

◆助成額：耐震改修に要した費用の2分の1（限度額170万円）

◆対象

耐震診断を行った結果、上部構造耐力の評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、改修後に評点1.0以上となる耐震改修工事を行う方が対象です。

改修事業者は、市内に建設業の「建築工事業の許可」を得た事業所があり、むさし府中商工会議所が行う耐震補強に関する講習会を受講した事業者で行ってください。

※ 補強設計及び工事監理業務は、原則として一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士に委託してください。（耐震改修等費用には工事監理費は含みません。）

※ 原則、敷地が建築基準法上に規定する道路に2m以上接していることが必要です。

◆手続きの流れ

1 助成金の交付申請

工事請負契約・工事監理契約前に次の①から⑨の書類・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付き）などの1点、又は保険証と診察券などの2点）を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等助成金交付申請書（第3号様式）
 - ② 納税義務に関する確認の同意書（参考様式）
 - ③ 家屋評価証明書（府中市役所おもや1階 総合窓口課で発行）
 - ④ 工事見積明細書の写
 - ⑤ 補強設計契約書（約款を含む）の写
 - ⑥ 改修事業者の建設業許可書
 - ⑦ 耐震補強講習会受講修了書の写
 - ⑧ 耐震診断調査の結果（評点）がわかるもの
 - ⑨ 工事内容及び耐震改修後に評点1.0以上となることがわかるもの
- ※ ②③については、同一年度内に耐震診断助成を利用している場合は省略できます。
- ※ 委任払い制度を利用する場合は、委任状が必要です。（参考様式）
- ※ 共有者がいる又は申請者が所有者本人以外の場合は、P2の1※を参照してください。
- ※ 対象要件等により、その他の書類が必要な場合があります。

2 工事着手届の提出

交付申請書類の受付後2週間程度で、「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付決定通知書」を送付します。この通知を受けた後は速やかに、工事請負契約・工事監理契約を結び、工事に着手し、次の①から③の書類を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等助成金事業着手届出書（第11号様式）
- ② 工事請負契約書（約款を含む）の写
- ③ 工事監理契約書（約款を含む）の写
- ※ 工事期間中に工事内容・金額に変更が生じる場合や工事を取りやめる場合は、速やかに手続きを行ってください。

3 助成金の完了報告・請求手続き

耐震改修工事が完了したら、次の①から⑦の書類を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等完了報告書（第9号様式）
- ② 工事費領収証の写
- ③ 工事監理報告書
- ④ 工事施工箇所ごとの工事写真（着工前、中間、完了）※日付入りのもの
- ⑤ 耐震改修後に評点1.0以上となったことがわかるもの
- ⑥ 請求書兼支払金口座振替依頼書（市様式）
- ⑦ 振込先の預金通帳等の写し（表紙・2ページ目）

4 助成金の支払い

完了報告書類の受付後2週間程度で、「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付額通知書」により助成金の交付を通知し、助成金を指定の口座に振込みます。

◎建築基準法の改正について

令和7年4月から、木造2階建ての一戸建て住宅の大規模なリフォーム※を行う場合、建築確認手続きの対象となります。耐震改修工事の一環として実施する屋根(下地材含む)のふき替え等も、過半の場合は建築確認が必要となります。

事前に補強設計者に、「工事にあたって建築確認が必要か」確認いただき、交付申請時に建築確認の要否を補強設計者に記載していただく必要がありますので、補強設計者と情報を共有しながら進めてください。

また、建築確認等の適切な手続きを行わずに工事を行っていることが判明した場合、助成金の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

※大規模なリフォーム：建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。

III 耐震除却

◆助成額：除却に要した費用の2分の1（限度額50万円）

◆対象

耐震診断を行った結果、上部構造耐力の評点が1.0未満と診断された住宅又は府中市耐震アドバイザー派遣事業で簡易診断調査を行った結果、倒壊の危険性があると判断された住宅の所有者等で、住宅全部の除却を行う方が対象です。
解体事業者は、建設業法の解体に係る許可又は建設リサイクル法の登録を得ている事業者で行ってください。

※ 倒壊の危険性があると判断された住宅とは、府中市耐震アドバイザー派遣事業の結果、簡易耐震性能総合評価（上部構造評点）が原則7点以下をいいます。

◆手続きの流れ

1 助成金の交付申請

工事請負契約前に、次の①から⑦の書類・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付き）などの1点、又は保険証と診察券などの2点）を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等助成金交付申請書（第3号様式）
 - ② 納税義務に関する確認の同意書（参考様式）
 - ③ 工事見積明細書の写
 - ④ 解体事業者の建設業許可書又は建設リサイクル法の登録証の写
 - ⑤ 耐震診断調査又は木造住宅耐震アドバイザー派遣の結果（評点等）がわかるもの
 - ⑥ 申請時点での住宅の所有者がわかるもの（家屋評価証明書又は建物登記事項証明書）
 - ⑦ 現在、住宅に住んでいることがわかるもの
- ※ ②については、同一年度内に耐震診断助成を利用している場合は省略できます。
- ※ 委任払い制度を利用する場合は、委任状が必要です。（参考様式）
- ※ 共有者がいる又は申請者が所有者本人以外の場合は、P2の1※を参照してください。
- ※ 対象要件等により、その他の書類が必要な場合があります。

2 工事着手届の提出

交付申請書類の受付後2週間程度で、「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付決定通知書」を送付します。この通知を受けた後速やかに、工事請負契約を結び、工事に着手し、次の①、②の書類を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等助成金事業着手届出書（第11号様式）
 - ② 工事請負契約書（約款を含む）の写
- ※ 工事期間中に工事内容・金額に変更が生じる場合や工事を取りやめる場合は、速やかに手続きを行ってください。

住宅を除却して転居される方で、転居する前に転居前の旧住所で交付申請を行った場合は、転居後すみやかに、新住所の住民票を添えて住所変更の届出を行っていただく必要があります。

3 助成金の完了報告・請求手続き

除却工事が完了したら、次の①から⑤の書類を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等完了報告書（第9号様式）
- ② 工事費領収証の写
- ③ 工事写真（着工前、中間、完了）※日付入りのもの
- ④ 請求書兼支払金口座振替依頼書（市様式）
- ⑤ 振込先の預金通帳等の写し（表紙・2ページ目）

4 助成金の支払い

完了報告書類の受付後2週間程度で、「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付額通知書」により助成金の交付を通知し、助成金を指定の口座に振込みます。

IV 耐震シェルター等の設置

◆助成額 :

耐震シェルター等の設置に要した費用の4分の3（限度額30万円）

◆対象

耐震診断を行った結果、上部構造耐力の評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、当該住宅に耐震シェルター等（東京都が安価で信頼できるとして都民に公表している耐震シェルター等をいう。）を設置し、かつ、次の1～4の要件のいずれかに該当する方が対象です。

- 1 65歳以上の者のみで構成された世帯に属すること。
- 2 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により都道府県知事から交付をされる手帳をいう。）に記載された障害の級が1級又は2級の者と同一の世帯に属すること。
- 3 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45号の規定により都道府県知事から交付される手帳をいう。）に記載された障害の級が1級の者と同一の世帯に属すること。
- 4 愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定により東京都知事から交付される手帳をいう。）に記載された障害の度数が1度又は2度の者と同一の世帯に属すること。

◆手続きの流れ

1 助成金の交付申請

工事請負契約前に、次の①から⑥の書類・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付き）などの1点、又は保険証と診察券などの2点）を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等助成金交付申請書（第3号様式）
 - ② 納税義務に関する確認の同意書（参考様式）
 - ③ 家屋評価証明書（府中市役所おもや1階 総合窓口課で発行）
 - ④ 工事見積明細書の写
 - ⑤ 耐震診断調査の結果（評点）がわかるもの
 - ⑥ 助成対象であることがわかるもの（世帯全員が記載された住民票等及びシェルター等の品名・仕様等がわかるもの）
- ※ ②③については、同一年度内に耐震診断助成を利用している場合は省略できます。
- ※ 委任払い制度を利用する場合は、委任状が必要です。（参考様式）
- ※ 共有者がいる又は申請者が所有者本人以外の場合は、P2の1※を参照してください。
- ※ 対象要件等により、その他の書類が必要な場合があります。

2 工事着手届の提出

交付申請書類の受付後2週間程度で、「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付決定通知書」を送付します。この通知を受けた後速やかに、工事請負契約を結び、工事に着手し、次の①、②の書類を市へお持ちください。

① 府中市木造住宅耐震改修等助成金事業着手届出書（第11号様式）

② 工事請負契約書（約款を含む）の写

※ 工事期間中に工事内容・金額に変更が生じる場合や工事を取りやめる場合は、速やかに手続きを行ってください。

3 助成金の完了報告・請求手続き

設置工事が完了したら、次の①～⑤の書類を市へお持ちください。

① 府中市木造住宅耐震改修等完了報告書（第9号様式）

② 工事費領収証の写

③ 工事写真（着工前、中間、完了）

④ 請求書兼支払金口座振替依頼書（市様式）

⑤ 振込先の預金通帳等の写し（表紙・2ページ目）

4 助成金の支払い

完了報告書類の受付後2週間程度で、「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付額通知書」により助成金の交付を通知し、助成金を指定の口座に振込みます。

◎住宅耐震改修証明書について

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震改修工事を行った際には、所得税や固定資産税の優遇を受けられる場合があります。

府中市の耐震改修助成金の交付を受けた方には、税の控除等を受ける際に必要な「住宅耐震改修証明書」を、市が発行します。

《所得税額の住宅耐震改修特別控除》

住宅耐震改修特別控除とは、個人が、自らが住んでいる住宅について令和7年12月31日までの間に耐震改修工事を行った場合、所得税額から一定の額を控除するものです。

詳しい内容や手続き方法については、国税庁ホームページまたは税務署までご確認ください。（武藏府中税務署 電話042-362-4711）

次の控除額（＝（ア）及び（イ）の合計額）が所得税から控除されます。

（ア）耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限250万円）：10%控除

（イ）以下、①、②の合計額

（上限：（ア）と同額又は1,000万円－（ア）控除対象額のうち、少ない方の金額）

① （ア）の工事に係った標準的な工事費用相当額のうち250万円を超えた額

② （ア）以外の一定の増改築等の費用に要した額

：5%控除

《固定資産税の減額》

既存住宅を耐震改修した場合、規定の条件を満たすものは改修工事完了後3か月以内の申告により固定資産税が減額されます。

詳細については、府中市ホームページまたは市役所資産税課（市役所おもや2階 電話042-335-4446）までご確認ください。

なお、基礎、柱、小屋組の一部または全部を残し、それ以外の仕上などの大部分を改修した家屋については、減額の適用外となり、固定資産税の増額を伴う評価の見直しを行う場合があります。

◎委任払い制度について

委任払い制度とは、申請者が耐震診断調査等にかかった費用を事業者に支払う際に、当該費用から助成金を差引いた金額を事業者に支払いいただき、助成金は市から直接事業者に支払う制度です。

委任払い制度を利用することで、申請者が耐震診断調査等にかかった費用の全額を事業者に支払う必要がなくなり、初期費用負担が軽減されることになります。